

B-2) インバウンド対応機能強化事業

ア. 多言語サイン・標識の整備

利用拠点の訪日外国人旅行者向けの誘導案内を主目的とする多言語サイン・標識の設置及び改修を行う事業。ただし、国立公園等多言語解説等整備事業で対象となる国立公園等の自然資源等に関する多言語解説を行う案内板等は対象としません。

イ. 公衆無線LAN環境整備

利用拠点において訪日外国人旅行者を含む公園利用者が広く利用できる施設等の無料公衆無線LANによる通信に必要な設備等を設置する事業。

ウ. トイレ洋式化

利用拠点において訪日外国人旅行者を含む公園利用者が広く利用できる施設等の洋式トイレの整備を行う事業。ただし、新築の駆体工事は対象としません。

【インバウンド対応機能強化事業の条件等について】

B-2) ア. 多言語サイン・標識の整備

交付の対象となるのは、以下の標識とします。

- ・誘導標識：目的物や通過地の方向・距離を示し目的地への誘導を行うもの
- ・注意標識：事故防止、利用規制、自然環境の保護の周知を行うもの
- ・記名標識：施設、景観自然、地名の周知を行うもの
- ・案内図標識：現在地と目的地への経路を地図上で視覚的に表すもの
- ・総合案内標識：地図情報に加えて、施設や周辺の多様な情報を総合的に提供するもの。各種利用情報を可変的に表示するデジタルサイネージをはじめとした可変式情報表示装置を含む（解説や広告宣伝を主に行うものは除く）

上記標識の「多言語表記」については以下のとおりとします。

「多言語表記」については、英語併記を基本とします。

施設特性や地域特性の観点から、必要に応じてその他の言語の表記を行うことが可能ですが、訪日外国人旅行者が任意に選択可能なウェブサイト等において、その他言語における周知等を行うことを推奨します。

B-2) イ. 公衆無線LAN環境の整備

以下の①から③までの要件をすべて満たすこととします。

- ① 整備に当たり、導入する無料公衆無線LAN機器は、電波の効率的な利用の観点から、仕様上、IEEE 802.11ax (Wi-Fi 6 (2.4GHz帯、5GHz帯、6GHz帯)) 以上に対応していること。

- ② 利用者の利便性及び不正利用防止の観点から、以下のア) による認証方式、またはイ) 及びウ) の認証方式を併用して(※1) 導入し、その方法を多言語にて明示すること。

ア) SMS (ショートメッセージ) ・電話番号を利用した認証方式

イ) SNSアカウントを利用した認証方式

ウ) 利用していることの確認を含めたメール認証方式(※2)

※1 利用者がイ) 又はウ) の認証方式を選択し、どちらか一方の認証で利用可能となる認証方式

※2 メール認証方式について、訪日外国人旅行者は認証前にメール受信ができない場合があるため、手続きに係る最初の数分間は公衆無線LANへの接続を可能とする又はメール受信のみ接続を可能とするなどの対応が必要

なお、以下に該当する場合は上記認証方式を適用しないものも対象とします。

- ・災害時における無料公衆無線LANの開放時
- ・屋内外問わず、利用者の容姿又は氏名の確認を取ることが可能な場所での使用時

- ③ 共通シンボルマーク J a p a n . F r e e W i - F i の申請も併せて行い、シンボルマークの掲出を行うこと。

共通シンボルマークに係る観光庁サイト：

https://www.mlit.go.jp/kankocho/soshiki/symbol_logo/free-wifi.html

利用拠点における面的な公衆無線LANの整備に向けて以下を推奨します。また、同一利用拠点内において、複数の補助事業者が補助事業を活用して公衆無線LAN環境の整備を行う場合においても同様に以下が達成されることを推奨します。

- ・利用拠点内の複数箇所にアクセスポイントを設置すること。
- ・屋外でも利用可能なアクセスポイントを整備すること。屋外に機器を設置する場合は、周囲に遮蔽物が少ない場所に設置し、受信範囲の確保を図ること。
- ・利用者の利便性の観点から、統一したSSIDの設定やアプリケーションを活用し、前段落②で示す認証の方式により、一度認証することで以降は認証手続きなく接続できること。

B-2) ウ. トイレ洋式化

不特定多数の人が利用できるトイレを対象とします。利用者を限定したトイレの整備は対象外となります。

交付の対象となるのは、以下の整備を行うものとします。

- ・既存の和式便器を洋式便器へ交換
- ・洋式便器の新設、増設
- ・既存の洋式便器が温水洗浄便座ではない場合に、本補助事業により温水洗浄便座を新たに設置する場合には、洋式便器の交換が可能

利用拠点計画又は認定を受けた利用拠点整備改善計画に基づき実施する事業。補助事業を実施する場合には、申請する事業が利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要です。

【国立公園等利用拠点上質化整備事業（B-2事業含む）の条件等について】

- ・利用拠点滞在環境の上質化に資する整備にあたって、地域の関係主体で将来像を共有し地域が一体となって進めていただくために、本補助事業では、これらの計画に基づいた事業を対象としています。

応募申請する事業が利用拠点計画または利用拠点整備改善計画に位置付けられていることが必要であるため、申請に先立ち、策定した利用拠点計画が環境省に提出されていること、又は利用拠点整備改善計画が環境省から認定を受けている必要があり、これらの計画がない場合は、以下のいずれかが必要となります。

- ◇ 令和8年度については、「A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業」によりいずれかの計画を策定し（利用拠点整備改善計画は認定後）、令和9年度に整備事業の応募申請を行う。
- ◇ 応募申請に先立って利用拠点計画を策定し提出する、もしくは利用拠点整備改善計画を策定し認定を受ける。

既に利用拠点計画を提出している、もしくは利用拠点整備改善計画がある場合でも、申請する事業が計画に位置付けられていない場合は、計画の変更が必要となります。計画の変更にあたっては、今後検討している事業の追記、中止が明らかになった事業の変更等を行ってください。各計画に関しては、公募要領3ページ「A. 国立公園等利用拠点計画策定支援事業」の注意事項を確認ください。

■ 補助対象経費

補助の対象となる事業に要する経費は、公募要領 別表第1の「3 補助対象経費」の欄に定める経費であって、補助事業に使用されたことが証明できる経費に限ります。

B-2) イ. 公衆無線LAN環境の整備

補助対象経費は、以下とします。

- (1) 公衆無線LAN機器（セキュリティ対策に係るソフトウェア含む）
- (2) 鉄塔
- (3) 受電設備
- (4) 送受信機
- (5) ケーブル
- (6) 収容板、収容箱、取付用金具、ケーブル用配管、ケーブル用ラック等
- (7) 公衆無線LAN機器等の設定調整費
- (8) 認証システム（既存システムの設定調整費含む）
- (9) 蓄電池
- (10) 詳細な電波調査・設計費及び現場調査・設計費（図面製作、完成図書作成費）

なお、主たる用途が無料公衆無線LANではない複合型の設備に内蔵された無料公衆無線LANについては、無料公衆無線LAN設備に係る部分（公衆無線LAN機器本体、公衆無線LAN機器及び認証システム等の設定調整費）について明確に分けられる費用のみ補助対象とします。

また、以下の設備等の購入・設置に要する経費は補助対象外となります。

- (1) 受電設備までの引き込み送電線
- (2) 他用途と併用可能な既存設備がある場合における受電設備の新設
- (3) 監視装置（ログ管理・運用管理用サーバ、システム等）
- (4) 電源設備（発電機・太陽光発電設備等）に関する経費
- (5) 設置場所自体の整備に関する経費（土地の取得含む）
- (6) 伝送用専用線（屋外に設置された光ファイバー等、ただし、最寄りの接続端子函からの引込線は除く）
- (7) 通信費等の維持管理に関する経費

B-2) ウ.トイレ洋式化

補助対象経費は、以下とします。

次に掲げる（１）又は（１）及び（２）の整備に係る設計、機器購入及び工事（撤去・内装・衛生設備・給排水設備・取付・電気設備及び工事管理等）に要する経費を補助対象とします。

(1) 基本整備項目

- ・既存の和式便器を洋式便器へ交換
- ・洋式便器の新設、増設
- ・既存の洋式便器（温水洗浄便座無し）を、温水洗浄便座を新規設置することを前提として洋式便器に交換

(2) 追加整備項目

基本整備項目を実施した場合に限り、トイレ施設内の以下の整備を補助対象とします。

- ・温水洗浄便座、暖房便座
- ・紙巻き器
- ・ハンドドライヤー
- ・洗面器（自動水栓化含）
- ・化粧鏡
- ・小便器（自動水栓化含）
- ・LED照明
- ・室内空調（換気、冷暖房）設備
- ・窓、床、壁、天井、間仕切り、ドア（個室、入口）
- ・トイレ施設内のピクトサインや使用方法を説明する多言語表示の設置
- ・多様な身体状況や家族構成に対応するための設備（オストメイト対応設備、ベビーベッド、ベビーキープ）
- ・掃除流し等施設の維持管理に資する設備
- ・清潔機能向上整備（※）
- ・その他、明確な機能向上を伴う整備

※上記を除く床・壁面（建具を含む）において、汚物が飛散しやすい箇所での光触媒等を用いた抗菌素材の活用や、清潔を維持しやすい清掃仕様に変更する際に必要とされる整備。

以下については、トイレ施設外の整備も対象とします。

- ・外装工事（屋根部分は除く）
- ・多言語又はピクトサイン等により、トイレであることを示す標識やトイレの場所まで誘導することを目的に設置する看板等

以下の整備に係る経費は補助対象外となります。

- ・案内標識以外の公衆トイレ周囲の整備（舗装、アプローチのバリアフリー化、トイレ施設外の照明・配管、浄化槽の設置等）
- ・躯体の新設工事（床・天井・壁・屋根等の建築構造に係る工事）

■ 申請に必要な書類

- ・応募申請必要書類等チェックシート（B－2事業）
- ・（様式第1） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業に係る応募申請書
- ・（別紙1－3） B－2）インバウンド対応機能強化事業 実施計画書
- ・（別紙2－2） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業経費内訳書
- ・（別紙3） 国立公園等利用拠点滞在環境等上質化事業実施後使用見込等申告書
- ・（別紙4） 補助事業に係る消費税仕入税額控除の取扱いチェックリスト
- ・補助事業に関する見積書
 - ※積算の内訳、算定式等を記載するとともに、別紙2－2経費科目との紐づけが確認できるようにすること
- ・整備内容に関する補足資料
 - ※整備場所の位置図、各種図面（設計図、企画書、イメージパース等）のほか、本補助事業の要件を踏まえた、現状の課題点、整備理由、整備による効果等、個々の整備内容を具体的に補足する資料を必要に応じて添付すること
- ・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）※発行から3か月以内のもの
- ・承諾書等
 - ※申請者と土地の所有者が異なる場合、土地建物所有者が複数いる場合は承諾書を添付
- ・現状の写真（撮影日を記載すること）
- ・利用拠点計画又は利用拠点整備改善計画
 - ※環境省へ提出（又は認定）されたものを添付してください。
 - ※申請事業を下線又は枠で囲む等により明示してください。
 - ※国立公園の場合、訪日外国人旅行者誘致に関する目標及び計画を示す資料を添付してください。

別紙様式の作成にあたっては、「応募書類（様式1別紙）記載要領」を必ず確認し、作成してください。令和8年度の様式をダウンロードし、作成してください。

上記のほか、申請者に関する書類の提出が必要となります。詳細は公募要領を確認ください。